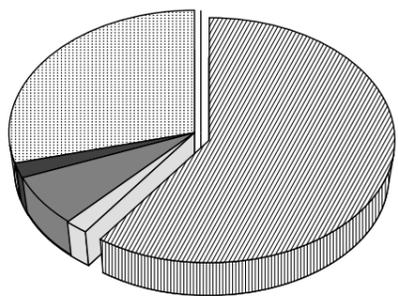


水道水を大切に

水道水の利用状況



(平成18年度有収水量用途別)

一般家庭	414,945m ³	60%
浴場	17,548m ³	2%
工場	48,069m ³	7%
プール・グラウンド	11,109m ³	2%
営農用水等	199,149m ³	29%
—その他	2,019m ³	0%

総配水水量	1,012,767 m ³
うち有収水量	692,839 m ³ 68.4%
(料金収入になった水)	
うち無収水量	319,928 m ³ 31.6%
(料金収入にならなかった水)	

第49回水道週間が、6月1日から7日まで全国一斉に展開されます。

町水道課では、貴重な水道水の有効利用に努めています。利用される方も節水に心がけるなど、ご協力をお願いします。

町の平成18年度水道水の利用状況は、全体の6割が一般家庭で、約3割が営農用水として使用されています。

ここ数年間は、利用状況に大きな変動はありませんが、有収水量（収入になった水道水量）は、減少傾向にあります。しかし、年間の総配水量（供給のために配水した量）は、増加傾向にあることから、貴重な水道水が無駄に流れていることとなります。

また、「水道料金がいつもより高い」「急に水の出が悪くなった」場合などは、漏水が一つの要因として考えられますので、水道課か水道業者に相談してください。

水は貴重な資源です

～ 第49回水道週間 ～ 6月1日～7日

スローガン「水道が うるおう日々の 健やかさ」

水道週間スローガンのもと、水道についてさらに住民の皆さんに理解と関心を深めていただき、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業の発展に資することを目的として毎年実施されています。

水道週間協賛懸賞を募集

「第49回水道週間」に併せて各種作品を6月末まで募集します。

- 習字の部 小学生対象
課題＝1～3年生「みず」
4～6年生「水道週間」
 - 図画の部 小・中学生対象
課題＝自由（水に関するもの）
- 各種募集作品に関する問い合わせは水道課業務係へ。

こんな時は、水道課〇〇係へ

- 引っ越し、休止、開栓、名義変更 →業務係
- 水道料金、検針水量 →業務係
- 水道の新設、増設、撤去 →施設係
- 給水装置の修繕・漏水 →施設係
- その他 →業務係

水道課 (☎ 47-2118)

児童手当の現況届と認定請求書の提出を

現在、児童手当を受給されている方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出することになっています。

この届け出により、児童手当を引き続き受ける要件があるか確認するためのものです。この届け出がないと、受給資格があっても6月以降の手当を受けられなくなり、注意してください。また、所得制限などで受給され

ていない方も、審査の結果、該当すれば受給できる場合もありますので、認定請求書を提出してください。

- 現況届、認定請求書の用紙は福祉保健課の窓口にあります。
- 提出期限 6月29日(金)
- 対象者 小学校6年生までの児童を養育されている方
- 持参するもの 印鑑・健康保険証
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-55555)

恩給欠格者などへの特別慰労品贈呈の請求申請を

旧軍人などで、恩給などを受けていない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された方、終戦に伴いわが国以外の地域から引き揚げてこられた方に、その労苦をねぎらうため、内閣総理大臣名の「特別慰労品」を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状などを受けた方、書状を受ける資格があったにもかかわらず、請求

されていない方も対象になります。

なお、請求書は福祉保健課窓口においてありますが、請求は「本人」が直接、独立行政法人平和祈念事業特別基金に行うことになります。

- 請求期間 平成21年3月31日まで
- 問合せ 独立行政法人平和祈念事業特別基金 (☎ 0120-234-933) 電話料金無料、月々9時15分～17時15分、土・日曜・祝日休み)

火災のない楽しいレジャー 行楽シーズンの火災予防

ハイキングやキャンプなど、屋外での活動が増える行楽シーズンになりました。火災のない楽しいレジャーにするために、次のことに注意しましょう。

- タバコは灰皿のある決められた場所で吸うか、携帯灰皿に入れ、ポイ捨ては絶対にやめましょう。
- ごみ類は火災発生の原因になるので、各自できちんと持ち帰りましょう。
- 火気を取り扱う時は、完全に消火するまでその場を離れないようにしましょう。



旅館・ホテルなどを利用される方へ

- 宿泊室から2通り以上の避難経路、非常口などの案内図を参考に、実際に歩いて確認しておきましょう。
 - タバコの火は完全に消えたことを確認し、寝タバコは絶対にやめましょう。
 - 非常用懐中電灯や消火器、避難器具などを確認しておきましょう。
- ※万一、火災が発生した場合は、慌てることなく従業員の指示に従ってください。